

気象警報・注意報の発表基準の変更について

令和5年6月8日に、気象警報・注意報の発表基準を変更します。

近年の災害発生状況等を踏まえ、気象警報・注意報の発表基準を変更します。

この基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当の気象警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善されます。

なお、基準変更日時等は下記のとおりです。

記

1 基準変更日時

令和5年6月8日（木）13時

2 基準変更範囲

○大雨警報（土砂災害）・注意報

網走・北見・紋別地方の全市町村

○洪水警報・注意報

網走・北見・紋別地方：北見市常呂、網走市、津別町、斜里町、小清水町、佐呂間町、大空町、北見市北見、訓子府町、置戸町、紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町

※基準変更日に合わせて、気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

なお、警報・注意報発表基準一覧表は以下の URL を参照ください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/abashiri.html>

問合せ先：網走地方気象台防災気象官
電話 0152-43-4349